

# 変動金利定期預金概要説明書

2-1

2020年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名 (愛称)	変動金利定期預金
2. ご利用いただける方	法人および個人
3. 期 間	2年、3年の定型方式
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	<p>預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に当行が預入の際に提示する大口定期、スーパー定期またはスーパー定期300の6か月ものを指標とした利率変更方法により適用利率を変更します。</p> <p>(2) 利払頻度 中間利払日 (預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て) により計算します。ただし、個人の場合で複利計算するものは、満期日以後に一括して支払います。</p> <p>(3) 計算方法 付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。 なお、個人の場合は預入時のお申し出により6か月毎の複利計算をすることができます。</p> <p>(4) 税金 個人の場合 ・ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 ・ マル優 (非課税) の取扱いができます。 一般法人の場合 ・ 国税15.315%が源泉徴収されます。 ・ 非課税法人は非課税となります。</p>
7. 手 数 料	無 料
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入時のお申し出により自動継続 (元利金継続または元金継続) の取扱いができます。</li> <li>・ 自動解約入金方式を選択された場合、満期日にあらかじめ指定の預金口座に解約元利金を自動入金いたします。</li> </ul>
9. 満期日前解約の取扱い	<p>当行がやむを得ないと認めて、この預金を満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」という) について、次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに支払います。</p> <p>(注) 中間払利息の支払後に満期日前解約する場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>なお、個人の場合で預入時のお申し出により複利計算するものは6か月毎の複利計算とします。</p>

<p>9. 満期日前解約の 取扱い</p>	<p>1. 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合                  (1) 6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率                  (2) 6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%                  (3) 1年以上2年未満の場合 約定利率×70%                  2. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合                  (1) 6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率                  (2) 6か月以上1年未満の場合 約定利率×40%                  (3) 1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%                  (4) 1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60%                  (5) 2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70%                  (6) 2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%</p>
<p>10. お申込時のご注意点</p>	<p>金利は店頭のコピーボードに表示しています。</p>
<p>11. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会                  連絡先…全国銀行協会相談室                  電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>12. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・自動継続の取扱いを中止するときは、満期日までにその旨のお申出が必要です。</li> <li>・預金保険制度の対象預金です。 保障限度額は、預金者一人当たり元本1千万円および当該預金利息が対象となります。</li> </ul>